

# 楽農・田舎人特区

都道府県名：

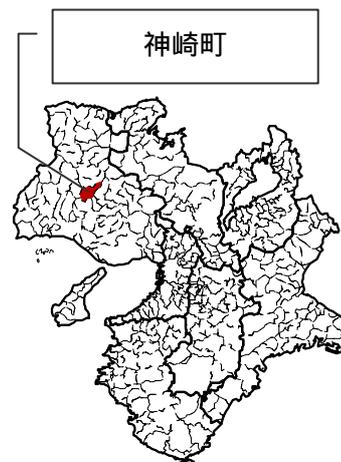
兵庫県

申請主体名：

神崎町

区域の範囲：

兵庫県神崎郡神崎町の区域の一部（新田地区、作畑地区、大畑地区、越知地区、岩屋地区、猪篠地区）



特区の概要：

中山間に位置する神崎町では、少子高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や担い手不足となっており、農地の権利取得後の下限面積を緩和することにより、町内だけでなく耕作意欲のある都市住民へ農地を誘導し、新規就農者の増加や耕作放棄地の減少を目指す。また、地域住民と行政が一体となり、市民農園の整備、農家民宿の拡充、廃校舎利用の山村留学センターの設置、ふるさと青年事業の実施、都市農村交流施設等での農林業を通じた交流イベント等により、交流から定住、帰農に向けた田舎人天国の実現に取り組む。

適用される規制の特例措置：

・農地取得後の農地下限面積要件の緩和



山村留学制度



レクリエーション農園（オーナー制度）